

夕張市告示第112号

一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

2026(令和8)年9月14日

夕張市長 厚谷 司

1 入札に関する事項

- (1) 契約の名称及び数量 …………… 拠点複合施設りすたデジタルサイネージシステム更新業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 …………… 入札説明書による
- (3) 契約期間 …………… 契約日 から 2027(令和9)年3月31日 まで
- (4) 業務の場所 …………… 夕張市拠点複合施設「りすた」
(夕張市南清水沢4丁目48番地12)

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭22令16、以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 夕張市が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 夕張市契約規則（昭39則9、以下「規則」という。）第2条に基づく名簿に登録されている者であること。（①物品役務：大分類：通信サービス・ソフトウェア開発、②建設工事等：電気通信工事業の両方）
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、国又は地方公共団体から同様の業務の受託実績が2回以上あり、かつ、誠実に履行した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。ただし、更生手続き開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申し込み以前になされている場合はこの限りではない。
- (6) 夕張市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税）が完納されていること。
- (7) 仕様書の内容を熟知し、業務内容等を十分理解したうえで入札参加できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」の（1）～（3）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

2026(令和8)年9月14日(月)から9月17日(木)まで

（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）により定められた祝日は除く）

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒068-0536 夕張市南清水沢4丁目48番地12
夕張市拠点複合施設「りすた」内 南支所

エ 申請書類の提出方法 直接持参に限る

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のアに同じ。

(2) 交付場所 上記「条件付一般競争入札参加資格の審査」のウに同じ。

(3) 交付方法 (1) の場所で交付する。

5 契約条項を示す場所 夕張市南清水沢4丁目48番地12 拠点複合施設「りすた」内南支所

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 夕張市南清水沢4丁目48番地12 拠点複合施設「りすた」 多目的室3

(2) 入札日時 2026(令和8)年9月29日(火)、午後3時10分

(3) 開札場所 (1) と同じ

(4) 開札日時 (2) と同じ

(5) 入札書 業務価格の税抜き額を記載する。

(6) その他 「条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を入札を行う1時間前までに提供すること。

(2) 入札保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の7及び夕張市契約規則（昭和39年4月14日規則第9号、以下「規則」という。）第6条及び第7条の定めるところによる。

8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が認める担保を提供すること。

(2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の16及び規則第25条の定めるところによる。

9 送付による入札の可否 認めない。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

(1) 最低制限価格 この入札は、政令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(2) **予定価格の公表** 予定価格は公表しない。

(3) **無効入札** 開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) **落札者の決定方法** 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、規則第9条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(5) **入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い**

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) **契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地**

ア 名 称 夕張市役所 市民課 南支所

イ 所在地 〒068-0536 夕張市南清水沢4丁目48番地12

(7) **前金払** 前金払はしない。

(8) **部分払** 部分払はしない。

(9) **入札の取りやめ** 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) **入札の取りやめ又は延期** この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) **入札結果の公表** 入札結果は、公表する。

(12) **債権譲渡の承諾**

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭25法264）第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保障制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を夕張市に提出し、市が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、夕張市が指定する様式により依頼すること。

(13) **その他** 詳細は、入札説明書による。